

## 確定給付型企业年金と受給権保護

早稲田大学 李 洪 茂

2002 年 4 月 1 日に確定給付企業年金法が施行され、それに基づいた確定給付企業年金が導入された。この確定給付企業年金法の附則には、「施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されたが、2007 年 4 月に 5 年を迎えた。

確定給付型企业年金における「受給権保護」とは、加入者や受給者などが年金を受給できる権利を確保し保護するものであり、将来に年金を確実にもらえるかを問題とするものである。勤続期間に対応する年金の受給を確実にする「受給権保護」の仕組みとしては、受給権付与・事前積立・支払保証の 3 点セットが基本であり、受託者責任・情報開示等は補助的な手段として考えられた。

しかし、確定給付企業年金法の制定の際には、「受給権保護」ではなく、「受給権確保」という表現となり、積立義務・受託者責任・情報開示が問題とされた。その結果、確定給付企業年金法における受給権保護には、次のような問題がある。

### 1. 適用範囲

確定給付企業年金は、厚生労働大臣の承認または認可を受けることを前提とした制度であり、厚生労働大臣の承認または認可を受けていない適格退職年金・自社年金には、確定給付企業年金法の適用がない。つまり、確定給付企業年金法は、確定給付型企业年金に網羅的に適用されるものではない。したがって、適格退職年金・自社年金には、受給権確保でさえ担保されていない。

### 2. 受給権付与

確定給付企業年金法では、中途採用などにより定年までに予測される勤続可能年数が 20 年に満たない場合には、加入者としなことが依然として可能である。一方、窃盗・横領などによる加入者等の責めに帰すべき重大な理由によって実施事業所に使用されなくなった場合は、給付の一部または全部を没収することができる。したがって、確定給付型企业年金では、勤続期間に対応した受給権の付与が義務とされておらず、退職時に受給権が選択的に与えられている。

### 3. 給付減額

確定給付企業年金法では、一定の要件を満たすことを前提に、受給者と加入者の両方に対する減額が認められている。特に、加入者に対する減額の要件は、寛大であり、適格退

職年金などから確定給付企業年金に、または確定給付企業年金から確定拠出年金に移行する際にも減額が認められる。この減額は、多くの場合、受給権の犠牲によって年金基金の積立不足を解消し、企業の経営を助けるためでもある。

一方、確定給付型企业年金における積立不足の主な原因は、1990 年代のバブル崩壊の影響ではなく、適格退職年金などに積立義務がなかったために、過去勤務債務に相当する掛金を払い込まなかった企業が多いとみられる。この過去勤務債務とは、制度発足時の積立不足と基礎率の実績との差であり、原則的に企業主の負担である掛金率に影響するものである。

また、確定企業年金法によって、強制されている事業主の積立義務は、年金数理人制度によって維持することが期待されている。しかし、この年金数理人は、殆どが受託機関の従業員であり、独立性を有しない制度的な欠陥がある。この年金数理人が、激化している年金基金の受託競争を背景に、新制度への移行または年金改革の際に、委託先企業の掛金負担と退職給付を減らすために、難解な年金数理を利用した不正な計算または説明などに基づく積立不足の過大評価とその削減の提案などによって、受給権の侵害が発生しているか頻発する可能性がある。

#### 4. 制度終了保険(支払保証制度)

制度終了保険(支払保証制度)とは、解散に至った年金基金の年金資産が保証限度額を下回っている場合に、解散基金の加入員に一定の年金給付を保証する制度である。

一方、確定給付企業年金には、厚生年金基金に類似の制度はあるものの、アメリカなどのような制度終了保険(支払保証制度)は存在せず、積立不足の制度終了の際には、年金資産のみが給付の財源となる。したがって、企業の破たんなどの際に積立不足が存在する場合は、年金額の減額を余儀なくされる。

以上のように、確定給付企業年金における受給権保護は、原則的に減額を認めていなかった適格退職年金のそれと比較しても、後退した面が多くある。しかし、確定給付企業年金法によって、2012 年 4 月以降には、既存の適格退職年金は廃止され、その掛金は、企業の損金として認められなくなる。その結果、各企業は、既存の適格退職年金における積立不足を解消して、確定給付企業年金または確定拠出年金のいずれかに転換しなければならなくなった。この新制度への移行の際に、年金改革と称する減額などが頻発しているとみられる。

受給権保護という観点から確定給付企業年金法の抜本的な改革を早急に再検討すべきである。

以上